

令和元年 第10回教育委員会会議（報告）

令和元年10月23日

1 前回の会議録確定 全員異議なく確定

2 教育委員会活動報告 資料報告

3 所管行政に関する協議

日 程	件 名	協議等年月日	要 旨
協議事項 1	仁宇布小中学校の義務教育学校制度の導入について	R 元. 10. 23	資料協議
資料協議 2	学校給食費用について	R 元. 10. 23	資料協議
そ の 他	11月の行事予定について		予定説明
	秋の学校訪問		予定説明

令和元年 第10回教育委員会会議録

美深町教育委員会会議を次のとおり開催したので、その記録を委員会会議規則第8条に基づき報告いたします。

1 開催日時 令和元年10月23日(水) 午後4時00分～午後5時10分

2 開催場所 美深町文化会館 COM100 小会議室

3 出席者(15名)

〈委員〉	教育長	草野孝治	代理	安喰俊博
	委員	清水満寿美	委員	坂井弘明
	委員	大島一夫		
〈職員〉	次長	望月清貴	センター長	田澤満
	主幹(社会・体育)	大堀裕康	学校給食C長	中山裕一郎
	主幹(学校)	和田政則	副センター長	富田由佳
	副主幹(体育)	前田貴也	副主幹(学校)	久保元樹
	副主幹(社会)	渡辺弘規	副主幹(学校)	野村薫

4 所管行政に関する協議

協議事項1 仁宇布小中学校の義務教育学校制度の導入について

協議事項2 学校給食費用について

その他 11月の行事予定について
秋の学校訪問について

5 会議記録

◎ 開会(午後4時00分)

教 育 長	それでは、令和元年第10回教育委員会会議を開会いたします。本日教育委員全員出席となっております。
-------	--

(1) 前回の会議録の確定

教 育 長	はじめに令和元年度第9回の教育委員会会議、第3回及び第4回の臨時教育委員会会議の各会議録について事務局より説明をお願いします。
-------	---

教 育 次 長	(令和元年度第9回教育委員会会議、第3回及び第4回の臨時教育委員会会議の各会議録について別紙により説明)
---------	--

教 育 長	ただいま事務局からの説明が終わりました。3件ございます。ご確認をお願いいたします。
-------	---

教 育 長	ご確認いただけましたでしょうか。それでは3件ございますので、はじめに第9回教育委員会会議録について、確定させていただいてよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
-------	--

教 育 長	それでは第9回教育委員会会議録については、確定させていただきます。
-------	-----------------------------------

次に第3回臨時教育委員会会議録、持ち回り分で9月30日開催の幼児センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について、確定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、第3回持ち回り分につきまして、確定をさせていただきます。3件目、第4回の臨時教育委員会会議録について、確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ありがとうございます。
それでは3件とも異議なしと認め、会議録を確定させていただきます。

(2) 教育委員会活動報告

教 育 長 続いて、教育委員会活動報告でございます。

教育長・各担当 (活動報告について別紙により報告)

教 育 長 それでは委員の皆さんから質疑をいただきます。何かございますか。

教 育 長 美深高校の一日体験入学は何人くらい参加があったのですか。

教 育 次 長 9月26日にあります美深高校の一日体験入学ですが、58名が参加をされました。昨年は51名ということで、若干増えております。58名の内訳として、美深中学校が31名、名寄からが23名、音威子府3名、歌登1名というような状況です。昨年の51名が実際には27名入学ということですので。相対的には、増えているという状況です。

教 育 長 委員の皆さん、他に何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 なければ教育委員会活動報告につきましては、報告済みとさせていただきます。

(3) 所管行政に関する協議

教 育 長 続きまして協議事項1「仁宇布小中学校の義務教育学校制度の導入について」事務局より説明をお願いします。

主 幹 (学校) (協議事項1について説明)

教 育 長 それでは質疑をいただきたいと思います。

上川管内では、占冠村のトマムの方が義務教育学校制度を導入しているということでございます。これまで文化祭に行かれた委員さんもしゃしゃいしますが、小学1年生から中学3年生までそれぞれ劇や器楽といった発表を一緒にやるということで、小さい子も頑張るし大きな子は小さい子の面倒を見る、といったかたちで仁宇布小中学校は授業を行っています。新年度の学校改築にあわせて義務教育学校制度を導入していこうということです。免許外申請等を行いながら、小学校、中学校の先生がそれぞれ専門教科を指導できるような形で、準備を進めてきたということです。今日は概要ということでの説明となりますが、ご質疑をいただきたいと思います。

大 島 委 員 義務教育学校化のメリットの(2)の中学校の免許外指導の解消で、説明では先生の数が増えるため、というお話がありましたが、もう少し具体的にどのようなのでしょうか。

主 幹 (学校) 今現在中学校の教員が5人いるのですが、その5人がすべての教科を教えなければならないという部分がございます。国語とか数学といった主要科目は配置されるのですが、音楽とか家庭科などはなかなか配置されず5人の中ではカバーしきれないということがございます。今の仁宇布小中学校が義務教育学校になります

- と、先生の数が9名になります。その9名の中には例えば音楽の免許を持つ先生も配置されることになり、そのように考えると免許外の指導というのは少なくなると考えられます。
- 大島委員
主幹（学校） 9名というのは、中学校段階、後期課程でということですか。
- 大島委員
主幹（学校） いえ、義務教育学校は小中が合わさりますので、義務教育学校として9名の先生が配置されるということになり、その中でということです。
- 大島委員
主幹（学校） 今現在の小学校と中学校とを合わせた人数と同じですか。
- 大島委員
主幹（学校） そこは同じで変わらないです。変わらないですが、発令が小学校発令、中学校発令とそれぞれであります。今現在、小学校の先生で例えば音楽の免許を持っている先生が兼務発令の手続きをとって、中学校の音楽を教えているということは、昨年からやっております。
- 大島委員
主幹（学校） そうすると、小学校の免許と中学校の免許を両方持っている先生を増やしていく必要があるということですね。
- 大島委員
主幹（学校） そうです。義務教育学校は基本的には小中両方の免許を持っていないといけないというのがありますが、当分の間はどちらかの免許があればいいということになります。
- 大島委員
主幹（学校） 将来的にはそういう方向にもっていくということですね。
- 大島委員
主幹（学校） はい。
- 教育長
清水委員 他はございませんか。
- 大島委員
主幹（学校） 聞きなれた言葉として「小中一貫校」というのがありますが、それと「義務教育学校」とは違うものですね。
- 大島委員
主幹（学校） 義務教育学校の中でも小中一貫の教育を行うのですが、これまであった小中一貫校というのは、それぞれ小学校と中学校があつて、それらが一貫的な教育を行うことができる、別々の場所にあつてもです。例えば今の美深小と美深中でも小中一貫教育というのはできます。ただ、小学校と中学校があつて、それぞれに校長先生がいてということになりますので、なかなか一貫した教育というのは難しいと考えます。小中一貫教育でも、仁宇布小中学校のように同一敷地に小中それぞれがある場合や、また別の建物や別の場所にある場合も、小中一貫教育というのはできます。
- 大島委員
清水委員
主幹（学校） 別の呼び方ということですか。
- 大島委員
清水委員
主幹（学校） 別物ですか。
- 大島委員
清水委員
主幹（学校） 別物でもないのですが、どちらかという、小中一貫教育の中に義務教育学校があるという感じです。
- 坂井委員
主幹（学校） 逆に言ったら、今の美深小と美深中を義務教育学校にできるということですか。
- 大島委員
清水委員
主幹（学校） そうなったら、例えば前期課程が今の美深小学校の場所で、後期課程が美深中学校の場所で、校長先生が一人ということですね。
- 大島委員
清水委員
主幹（学校） 義務教育学校はそうです。
- 大島委員
清水委員
主幹（学校） そうなると、教科によっては先生が時間をかけて学校間を行き来しなければならない、というデメリットが出てくるということになります。
- 大島委員
清水委員
主幹（学校） 田澤センター長は元学校長として詳しいので、義務教育学校についてわかりやすく説明していただくとありがたいのですが。
- 幼児センター長
主幹（学校） 小中一貫校と義務教育学校はやはり制度的に全然違うものです。小中一貫校の場合はさまざまな形態があり、学校が分かれていても一つになることができますし、校長が別々にいる場合もあります。義務教育学校のように校長が一人の場合もあります。年度も4-3-2といったような仕組みをとっている学校もあります。一貫校は様々です。ただ基本になるのは、小学校は現在の小学校、中学校は現在の中学校、それが連結しているというのが一貫校です。義務教育学校の場合は、基本的に9年間で一つのカリキュラムをもたないといけません。義務教育学校としてのカリキュラムを作り直さないといけません。小学校は小学校、中学校は中学校をベースとして。そして基本的に建物が美深小学校と美深中学校のように、この形で義務教育学校というのはまず不可能です。建物が一体的でない

	<p>ますが、学校としての一体感は、まずカリキュラムを全く新しいものに作り直さなければなりません。今の小学校、中学校のカリキュラムにはないものを自由に作り直せる、新しいカリキュラムを作ることができるということです。ただ、仁宇布小中学校で考えるから何となく同じような感じがするのです。もうすでに一体感があるので、名前が変わっているいろいろなものが変われば、そのまま義務教育学校としていける。仁宇布の場合はほとんどそういう形になっているので。小中学校の形態を有している学校は、そのまま義務教育学校に移行しているようです。ただ、だいたい校歌や学校名など新しく変わっていますし、基本的には全く違う制度の学校になる、というところがわかりづらい部分です。ただ、自由にいろいろなカリキュラムを組んで作ることができる、今までにはない小中一貫とはちょっと違うものです。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。仁宇布小中学校の校長先生も言っていました、職員室が一つでないとうまくいかない。先生方の理解が得られない。例えば中学校だけ教えていた先生が、なぜ小学校を教えなければならないのかということにもなりかねない。小学校の教科を中学校から来た専門の先生が教えてくれる、ということになれば、小学校の先生の指導時間が若干減るといような傾向になる、そういった意味では「働き方改革」になりますし、教材の準備の時間にも充てられる、というようなメリットの部分を有効に生かしていきたいということで、準備を進めているところでございます。</p>
教 育 長 坂 井 委 員 教 育 長 主 幹 (学 校)	<p>他に質疑はございませんか。 6年生の時の卒業式や入学式というのはなくなるということですね。 それも学校の中で考えていくということです。 何かしらの儀式的な行事は必要じゃないかというふうにはよく言われています。卒業ではないので「卒業式」ではなくなります。前期課程修了式といったような、儀式的なものが必要になってくると思われま。</p>
大 島 委 員 主 幹 (学 校)	<p>地方から来られた方が、義務教育学校の6年生までいて、7年生になる前に都市部へ転校されるような場合に支障はないのでしょうか。 支障がないように考えています。カリキュラムを自由にできるという部分がありますが、仁宇布の場合は山村留学がございしますので、途中転入転出というのが毎年あるものですから、特別仁宇布だけのカリキュラムを作ってしまうと山村留學生に支障が出てきてしまうと考えられますので、そこは一般的なカリキュラムで行くものと考えられます。</p>
教 育 長	<p>今の児童生徒数が21名で、これが極端に少なくなると厳しくなりますし、逆に多くなりすぎるとまた厳しくなる、という話もされておりました。</p>
教 育 長 安 喰 委 員 主 幹 (学 校)	<p>協議事項1について、他に何かございませんか。 導入の必要性があつて導入ということなのでしょうが、どこが発端ですか。学校ですか。教育委員会ですか。 学校の運営体制の充実がねらいです。</p>
教 育 長	<p>他、質疑はございませんか。 なければ、基本的にこの制度の導入に向けて、学校、教育委員会含めて、準備を進めて行くということで、今日の会議ではご理解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)</p>
教 育 長	<p>それでは、協議事項1については終了とさせていただきます。</p>
教 育 長 給食センター長 教 育 長	<p>続いて、協議事項2「学校給食費用について」説明をお願いします。 (協議事項2について説明) センター長から、学校給食の現状について説明がございました。給食センターは平成27年にスタートし、今年で5年目になります。その実態について検証する必要があるということです。開設当初、小学生の給食を出すのに252円を要してございました。これと同じものを今年作ったとしたら、物価の上昇で265</p>

円を要するというようなことになっています。小学生で13円ほどアップしています。ご承知の通り、消費税の部分は食材については8%なのですが、関連するものによっては10%になっていますので、調理していくにあたって若干それらも加えて単価を引き上げた実態の中で、アイデアを凝らして現状を運営しているというような状況でございます。学校給食の額については、条例で小学生252円、中学生292円、高校生319円ということで定められています。その中で、子育て支援や経済負担を軽減するために、条例に保護者負担分189円、219円、240円という形で明記されています。給食の運営については、学校給食センター運営委員会という組織もございます。それらを含めまして、今後どのような形で進めて行くかということで、この額について今日は協議ということで、皆様方にお話しさせていただきました。こちらについて質疑があればお願いしたいと思います。

特にごはん、パン、麺といった主食の部分で物価高に押されているという大きな要因がございます。おかずの部分については、物によっては安くなっていたり変わらなかったりするようです。そういった食材の実態でございます。

例えば牛乳を飲まない子ってどれくらいの割合でいるのですか。

牛乳を飲まない子の割合については、今日数字を持ち合わせておりません。

飲まない子も飲む子も同じ金額ですか。

はい。あくまでも必要な栄養カロリーを計算して提供していますので、牛乳は非常に大切な位置づけになっています。主食、牛乳と副食という位置づけで、牛乳については必ず付いた形で学校給食を提供しています。

そしたら飲まない子がいたら、たくさん余っているということですか。

その時々で余っている可能性はあります。

飲まない子がたくさんいた場合、大量に牛乳を投げていることがあるのであれば、その辺を少し見直すのか、また飲まない子の分の数を減らしてこちらに充当するとか、それは了解を得た中で、やり方はいろいろあるのではないかなと思いますが。

聞いているのは、牛乳の栄養価は牛乳でしか計算しづらい、牛乳を入れて計算しないと達成しないということです。

あまりに飲まないというのであれば・・・

「飲んでいない」と「飲めない」は違います。

飲まないものを与えて、ただ投げるのではもったいないですよ。

それは捨てているのですか。それとも業者に戻しているのですか。

1個2個なら誰かが飲んでいられるのでしょ。

そんなに余っているのですか。

いえ、そんなに余ってはいないと思います。

別の子が飲んで消費されているならいいのです。本当に手つかずのまま廃棄されているのであれば、もったいないですよ。

その辺は改めて調査して確認してください。

ごはん、パン、麺の主食の割合をより安い構成に変えるという方法はないのですか。例えば、パンよりごはんの方が高ければ、パンの割合を増やすとか。得られる栄養素やカロリーは代替えしても維持できるものだと思います。

今のルーティーンは、ごはんが週に例えば3～4回の中にパン、または麺が入るといった形で組んでいます。それで計算をして今提供していますので、その部分でごはんをやめてパンを増やすということですね。

それでコストを下げられるのであれば。または、価格のより安い仕入れ方法だとか仕入れ先だとか、そういう取組はもちろんされていると思いますが。

はい。仕入れはもちろん町内の業者から調達しています。美深にないものについては名寄、それから学校給食会という全道にあるもの、そして旭川にある業者といた中で競わせて、安価なものを仕入れています。特に国内産、道内産にこだわって安全、安心なものを入れています。ただ、そろそろそこが限界になりつつ

坂井委員
給食センター長
坂井委員
給食センター長

坂井委員
給食センター長
坂井委員

主幹(社会・体育)

坂井委員
主幹(社会・体育)
坂井委員
清水委員
坂井委員
幼児センター長
給食センター長
坂井委員

教 育 長
大 島 委 員

給食センター長

大 島 委 員

給食センター長

あるという状態で今回お話をさせていただいているということです。

大 島 委 員 長 あと牛乳も、例えば成分無調整を調整牛乳に変えれば安くなりますよね。栄養的、カロリー的に変わらなければそういうことも考えられるのではないかなと思いますが。

給食センター長 牛乳は全道的に指定されていて、美深町では「よつ葉」の牛乳を入れています。北海道の方からこの美深のある管内は「よつ葉」の牛乳を使うように指定されていて、価格についても決まっています。小中学校についてはどこに行っても全部同じ価格です。道から補助が出ていて牛乳については安価な形で入れています。牛乳についてはどこの市町村でも同じ価格です。

大 島 委 員 長 ということは道の補助が出ている牛乳以外を使った方が逆に割高になると言うことですね。

給食センター長 そうです。

教 育 長 ほかに質疑はございませんか。

教 育 長 （「なし」の声あり）

教 育 長 それでは、5年目を迎えたということで、政策的に子育て支援の一環で町の方で負担の軽減策を取っています。また、先ほどお話ししましたように、学校給食センター運営委員会という組織もございまして、そこでの調査、研究していくことも可能かと思えます。牛乳の部分については、あらためて確認させていただきたいと思えます。現状5年経って、とくに主食部分の食材の価格上昇が続いているという実態は、今年度ほぼこの価格になっているということでご承知おきいただければと思います。また今後引き続き協議をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

各 教 担 当 長 （「異議なし」の声あり）

各 教 担 当 長 それでは、協議事項2については終了とさせていただきます。

教 育 長 長 続きまして、その他「11月の行事予定について」説明をお願いします。

教 育 長 長 （「11月の行事予定について」説明）

教 育 長 長 それぞれ担当の方から説明がございましたが、学校教育の部分で22日の金曜日、文化会館COM100の方で美深町功労者表彰式が行われます。10月11日に表彰審査委員会が開かれまして、これまで審査委員に教育関係は社会教育委員の上坂貢さんが出られていたのですが、今回任期満了になり、スポーツ協会の田中会長が審査委員として委嘱されました。教育、スポーツ分野代表ということで審査員に就いています。表彰審査委員会の委員長は本平武士さんです。この日ですが、功労者表彰の対象ということで故倉兼議長、諸岡前町議会議員、庄司前教育委員、そして石田前教育長、大塚元消防団長、八巻元土地改良区理事長という6名の方が功労賞をお受けする予定となっております。

教 育 長 日程調整が難航しておりました秋の学校訪問あわせて教育委員会議ですが、当初27日ということで調整していたのですが、26日で何とか委員の皆様にご迷惑を調整していただけないかということで、今日お諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

教 育 長 （「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは26日ということで決めたいと思えます。

教 育 長 ほかに行事予定について質疑等ございますか。

教 育 長 （「なし」の声あり）

教 育 長 それでは、このような形で進めさせていただきたいと思えます。

教 育 長 その他の「秋の学校訪問について」です。6ページに資料が付いてございますが、11月27日（水）を11月26日（火）に訂正をお願いいたします。日程の案については事務局より説明をお願いいたします。

副主幹（学校）教 育 長 （「学校訪問日程表（案）」について説明）

副主幹（学校）教 育 長 26日に再調整ということで、学校の訪問順が変更になる可能性がございます。また養護学校については再調整して訪問できない場合がございます。いずれに

ましても再度調整してお知らせしたいと考えます。訪問日程について質疑等ございますか。

(「ありません」の声あり)

教 育 長

それでは、正式なものについてはあらためて資料をお送りしたいと思います。以上事務局で本日ご用意したものは終わらせていただきます。委員の皆さんからその他何かございませんか。

(「ありません」の声あり)

◎ 閉 会 (午後5時10分)

教 育 長

以上をもちまして、令和元年第10回教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でございました。

上記会議録について 令和元年11月26日確認

北海道中川郡美深町教育委員会教育長 草野孝治

北海道中川郡美深町教育委員会職務代理者 安喰俊博